

## 福岡市インターネット口座振替受付サービス業務委託仕様書

福岡市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、発注者が徴収する市税等の口座振替の申込手続きをインターネット上でも可能とするサービス（以下、「インターネット口座振替受付サービス」、このサービスを運用するシステムを「本システム」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 1. 業務の内容

- （1）口座振替の申込者（以下、申込者という。）がパソコンやスマートフォン等により、インターネット上で受注者の申込受付サイトを介し、口座振替の申込みから対象金融機関への登録依頼までの一連の作業を完了させるインターネット口座振替受付サービスの準備・修正等を行う。
  - ア 申込者の基本情報や対象徴収金の情報等を入力する画面の準備
  - イ 必要に応じて対象金融機関とシステム上の接続通信試験等を行い、口座情報を発注者へ正常に引き継ぐための準備
  - ウ アの画面に関する修正・更新
- （2）申込受付サイトより口座振替の申込みがあった際、対象金融機関に申込者の口座情報の登録依頼を行う。
- （3）対象金融機関への口座情報登録が完了した後、申込者と発注者に対し、口座振替金融機関受付結果を回答する。なお、申込者に対してはメール等により通知する機能を実装し、発注者に対しては対象徴収金の登録結果1件ごとのデータを提出する。
- （4）上記（3）に付随するもので発注者と受注者で協議して合意した業務。
- （5）対象徴収金
  - ①個人市県民税（普通徴収）
  - ②固定資産税・都市計画税
  - ③固定資産税（償却資産）
  - ④軽自動車税
  - ⑤保育料
  - ⑥国民健康保険料
  - ⑦後期高齢者医療保険料
  - ⑧介護保険料
  - ⑨放課後児童クラブ利用料
  - ⑩学校給食費
  - ⑪母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金
  - ⑫有料公園等施設使用料

- ⑬下水道使用料
- ⑭再生水料金
- ⑮下水道事業受益者負担金
- ⑯学校徴収金

※必要に応じて、上記以外の対象徴収金を追加する場合がある。

## 2 業務スケジュール

上記 1（5）の対象徴収金及び下記 3（2）の対象金融機関を新たに追加するときは、受注者はそれに向けた全体スケジュールや受注体制を発注者へ提出する。

## 3. サービスを構築する上での留意点

### （1）対応するチャンネル

パソコン、スマートフォン、タブレット端末

### （2）対象金融機関

ア 第一地方銀行の内、発注者における指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関である下記の 13 行。

福岡銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、筑邦銀行、十八親和銀行、北九州銀行、宮崎銀行、広島銀行、伊予銀行、大分銀行、百十四銀行、鹿児島銀行、肥後銀行

イ ゆうちょ銀行

ウ 楽天銀行

エ PayPay 銀行

オ イオン銀行

カ ドコモ SMTB ネット銀行

キ SBI 新生銀行

※ 必要に応じて、上記以外の金融機関を追加する場合がある。

### （3）サービス利用者

上記（2）の対象金融機関において、預金口座を有している者とする。

### （4）サービスの提供日時

24 時間 365 日（金融機関のシステムメンテナンス等の場合を除く）

※ メンテナンス等を実施する際は、受注者は発注者に対して事前に報告すること。

また、受注者はメンテナンス等の実施時期について、申込受付サイト上に事前に掲載すること。

### （5）インターネット口座振替登録結果の還元方法

対象徴収金ごとに電子データで還元する。

### （6）業務委託料の請求について

業務委託料の発注者への請求については、上記 1（5）の対象徴収金ごとの内訳を示

した上で、総額を請求するものとする。

#### (7) セキュリティ対策

ア 受注者は、情報セキュリティ管理について国際規格の認証を取得するなどの個人情報情報の取扱いについて適切な保護措置を講じているとともに、取り扱う情報の適切な保護対策を実施するために指針を定めていること。

イ 構築するサービスでは、インターネットで通信される全工程においてSSLによる暗号化通信を行うこと。また、大規模災害などに対しても信頼性の高いシステムを導入し、冗長化対応（二重化等）するなど、早急な障害復旧が可能な状態にすること。

ウ 金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準（公益財団法人金融情報システムセンター）に則り、立ち入りを制限するなどの対策を施すとともに、侵入防止システムを導入し、外部からの不正なアクセスを24時間監視するなど、強固なセキュリティを保つこと。

エ 発注者に対し提供された電子データについて、そのデータを発注者が利用したことにより損害が発生した場合は、発注者と受注者の共同で原因究明にあたる。なお、損害の負担については、契約書第19条及び第20条の規定のとおりとする。

### 4. 業務内容の変更

発注者又は受注者において、本契約業務の内容及び処理方法等を変更する必要があるときは、事前に発注者と受注者で協議し、書面によりこれを定めるものとする。

### 5. 秘密の保持

(1) 発注者及び受注者は、本契約の履行に際し、相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、相手方が機密である旨表示したもの（以下「関連情報等」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、本契約の履行に従事する者に使用させる場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。

(2) 前項の定めにかかわらず、本契約の履行に関して次の各号のいずれかに該当する資料及び情報は、関連情報等には含まれないものとする。

ア 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったものの

イ 既に保有しているもの

ウ 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの

エ 相手方から書面により開示を承諾されたもの

オ 関連情報等によらずに独自に開発し、又は知り得たもの

- (3) 発注者及び受注者は、相手方から提供を受けた関連情報などについて、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製又は改変が必要なときは、事前に相手方から承諾を受けるものとする。
- (4) 本条の機密保持義務は、契約の満了後又は契約解除後においても同様とする。

## 6. 関連情報等の保管及び搬送

- (1) 受注者は、関連情報等の保管及び搬送に当たり、紛失、き損、盗難又は他目的利用がないように措置された保管場所で保管するとともに、必要な措置を講じ確実に管理しなければならない。
- (2) 受注者は、電子計算機・光学式情報処理装置等（以下「電子計算機等」という。）を用いて保管及び処理を行う場合においては、関連情報等保護の徹底が図られるようシステムを構築するとともに、管理上の措置を講じなければならない。

## 7. 資料の廃棄

- (1) 受注者は、本契約の履行に当たって発生した関連情報に関する一切の資料を廃棄する場合には、焼却、溶解又は裁断等の確実な方法により、関連情報等を読取不可能な状態にしなければならない。
- (2) 受注者は、関連情報等を電子計算機等を用いて管理している場合であって、その電子計算機等の廃棄又は転売及び譲渡等（リース等の場合は返却）を行うに当たっては、電子計算機等に記録されている関連情報等を完全に消去し、復元不可能な状態にしなければならない。

## 8. 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の取扱いについて、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」に定める規定に従うものとする。

## 9. 書類等の検査

- (1) 発注者は、受注者に定期に検査を行う場合は、事前に日程及び検査対象等を協議した上で、検査日時の1か月前までに書面にて検査日時、場所、検査員を通知するものとする。
- (2) 発注者は、受注者に臨時に検査を行う場合は、事前に理由を明らかにし、書面にて検査日時、場所、検査員及び検査の対象物件又は立会い内容等を通知するものとする。
- (3) 受注者は、発注者から本契約業務に係る是正を求められたときは、誠意をもってこれに対処し、書面によりその処理結果を発注者に報告するものとする。

## 10. 報告義務

受注者は、本契約の履行に当たって、事故が発生したとき又はやむを得ない事由により義務を履行することができないときは、直ちにその旨を発注者に報告する。

## 11. 苦情・照会等の対応

受注者は、第三者から本契約に基づくインターネット口座振替受付サービスに関する苦情又は照会を受けた場合は、速やかに発注者に報告するものとし、状況に応じ発注者と協力して事態の収拾を図るものとする。

## 12. 業務の継続

本業務は、受注者における本業務の履行状況が良好であった場合に限り、当初契約から5会計年度（令和14年3月31日まで）を限度として、次年度以降も受注者を随意契約の相手方とすることができるものである。

## 13. 事務の引継ぎ

- (1) 受注者は、本契約の契約期間が満了したとき、又は本契約が解除されたときは、直ちに本システム上に登録されているデータ（口座振替受付履歴等）を発注者に引き継ぐものとする。
- (2) 受注者は、前項により本業務の受注者に変更が生じたときは、新たな受注者が本業務の運用を開始するまでの間、発注者と延長契約を締結し、本業務を継続して受注することについて、発注者と協議するものとする。

## 14. 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は仕様書の解釈に疑義が生じたときは、その都度発注者と受注者で協議し定めるものとする。